富士市教育委員会　１０月	定　例　会 臨　時　会	会　議　録 （令和４年）

開催日	会議場
令和４年１０月１９日　水曜日 開　会　　１３時３０分 閉　会　　１４時３７分	富士市消防防災庁舎 ７階　大会議室

出席委員の氏名

教　育　長	森　田　嘉　幸	委　　員	松　田　靖　子
教育長職務代理者	和久田　惠　子	委　　員	塩　谷　知　一
委　　員	篠　原　　均		

出席職員等の氏名

教育次長	江　村　輝　彦	青少年相談ｾﾝﾀｰ統括主幹	鈴　木　弘　之
教育総務課長	味　岡　俊　雄	博物館長	植　松　良　夫
学校教育課長	齋　藤　文　徳	文化スポーツ課長	杉　山　幸　宏
学務課長	榎　　俊　英	保育幼稚園課	増　田　晴　美
社会教育課長	吉　田　和　洋	教育総務課調整主幹	小長谷　　聡
文化財課	久保田　伸　彦	教育総務課参事補	吉　村　直　也
中央図書館長	大　川　英　子	教育総務課主幹	遠　藤　綱　輝
富士市立高校事務長	青　木　　洋	教育総務課指導主事	米　田　一　也
教育研修・特別支援教育ｾﾝﾀｰ所長	川　崎　里　恵	教育総務課指導主事	山　田　英　雄
		傍聴人	なし

開会

会議録の承認

教育次長の報告要旨

教育次長	○市議会９月定例会について ・市議会９月定例会が９月９日から 10 月 12 日まで開催された。昨年度の決算認定が行われ、全て無事、承認された。 ・一般質問は、教育委員会に対し９人の議員から質問があった。答弁要旨は、本日配付した。

議題（動議）及び議事の大要

議第 42 号 （説明） (質問･意見等) （回答） (質問･意見等) （回答）	○令和４年度教育費１１月補正予算について ・教育総務課長 →就学援助事業費が増えているが、認定者数の増は認定基準が変わったからか。それとも認定基準は同じだが対象者が増えたのか。 →認定基準に変更はないが、年度当初の認定者数はほぼ予定どおりだったが、中途の認定者数が当初予算の見込みよりも大幅に増えた。今後の見込みも含め、適切と思われる予算を要求した。 →認定基準を変えていないのに対象者が増えた原因は何かあるのか。考えられる原因があれば教えてほしい。 →コロナ禍により収入の減少や職を失ったことを理由にしていること

	がある。
(質問･意見等)	→生活の困窮や事業の倒産等が相次ぎ、当初の見込みより、急遽生活が困窮していく家庭が増えたことがこのコロナ禍の現状だと思う。
(質問･意見等)	→光熱費等の値上げについて、この歳出は今の金額からか。それとも値上げを見込んだ中での金額なのか伺いたい。
(回答)	→電気料の件だが、10月現在の通常よりも少し高い金額で想定し、それが３月まで続く想定で計算している。燃料費調整単価の影響が大きい。今後も燃料費の高騰を想定しており、場合によっては２月補正が必要になることもありうる。
(質問･意見等)	→今後、まだ値上げ続くと思われ、学校を運営するために必要なライフラインの費用がかさむと思う。ぜひ予算組みを丁寧に行っていただき、何かしらの対策を講じていただきたい。
(議決)	→承認
議第 43 号	○富士市立学校設置条例の一部改正について
(説明)	・教育総務課長
(質問･意見等)	→大淵第二小学校が統合されても、大淵第一小学校の、「第一」はつけておくのか。
(回答)	→名称については、協議の余地があると考えている。ただ変更するとなると校歌の歌詞の変更など影響が大きいので、統合して子どもたちの状況が落ち着いてきたら議論をしていきたい。
(質問･意見等)	→第一があることは、かつて第二があったという名残になる。そういう意味では大淵第二小学校の地元の方々にとって、第一という言葉が残ることによって大淵第二小学校が存在したという思いにつながるので慎重に協議してほしい。
(議決)	→承認
議第 43 号	○富士市教育プラザ条例の一部改正について
(説明)	・社会教育課長
(質問･意見等)	→定める趣旨として負担の公平性を図るというのはわかりやすくていいと思うが、どの程度の収入が見込まれるのか。また税諸費等により余計な経費が掛かることになるが、経済的な検討はされたのか。
(回答)	→昨年度までは一般の利用は一切受けておらず、一般の利用が可能となるとどの程度増額するのか、想定しにくい。また、まちづくりセンターなどの会議室は有料で、青少年教育センターは無料となると、市の施設としての均衡が保てず、採算が取れるか難しい面があるが、有料化を検討せざるを得ないという状況である。
(質問･意見等)	→有料化により新たな業務が生じる。その業務がその収入に見合うの

	か。一方で、使う施設により費用が掛かる、掛からないというのは不公平であり、利用者が偏る可能性については理解できた。
(質問･意見等)	→単価を決める際に何を基準にしたのか。また夜間と午前中が同額で午後が高くなっているが、理由はあるか。
(回答)	→単価設定については、財政課の主導のもと、施設の公益性や面積などを加味して設定をしている。また、午前、午後、夜間の金額の差は利用できる時間の違いである。
(質問･意見等)	→貸し出しについて、どのような団体でも借られるのか。それとも規定があるのか。使い方に制限はあるか。その辺は何かに記載してあるのか。
(回答)	→現在の教育プラザ条例の第２７条に、使用者の範囲、使用ができる方が規定されている。それに対し、改正案では２７条の第２項として、一般の使用に供することができると追加し、改正する予定である。
(質問･意見等)	→まちづくりセンターなどでは、歌の練習や、よく声を発する団体等があるが、活動内容に関する制限はないということでよいか。
(回答)	→青少年の団体もこれまでギタークラスなど、音を出す活動もあった。さすがに最近はコーラスなど歌を歌う活動は控えている。そのため、それらを制限するということは今のところ考えていない。
(質問･意見等)	→どのような団体、目的でも、承認制のため届け出があれば基本的には承認するのか。それとも使用目的等によっては貸し出しを断る仕組みなどあるのか。
(回答)	→公の施設を使用するにあたり、ふさわしくない使われ方は、現在、まちづくりセンターにおいても使用ができない。条例では詳しく書き込めないが、内規などを作成するつもりである。
(質問･意見等)	→青少年教育センターは承認の仕組みを取っているが、他は許可という仕組みを取っているように見える。承認だと基本的に届出があれば承認をすることになり、規制が緩いが、許可制の場合は許可するかしないかはこちらの判断になり、選別することができる。あえて承認という仕組みを取った理由はあるか。
(回答)	→今回の指摘を受けて微調整、修正をする可能性がある。市の中で均衡がとれるように、許可制か、承認制か検討させていただく。
(議決)	→承認
議第 45 号	○富士市立博物館条例の一部改正について
(説明)	・博物館長
(質問･意見等)	→この条例は許可制を取っているが、全体として整合が取れるかどうかを見ていただきたい。許可制のため、第９条に許可を取るときの

	使用許可の制限が入り、さらに使用許可の取消しなどを入れることも可能である。施設の性質を踏まえて決めてほしい。
（議決）	→承認
議第 46 号	○富士市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について
（説明）	・文化スポーツ課長
（議決）	→承認
議第 47 号	○富士市立幼稚園の設置等に関する条例の一部改正について
議第 48 号	○富士市立幼稚園園則の一部改正について
（説明）	・保育幼稚園課長
（議決）	→承認
各課等の報告・予定事項	
閉会	